

資格確認書または、資格情報のお知らせ(資格情報通知書)について

令和 6 年 12 月 2 日以降、「健康保険証」は交付廃止となり、現在は、マイナンバーカードに「健康保険証」として利用登録(「マイナ保険証」)する仕組みへ移行されています。

そのため、「健康保険証」に代わり、「資格確認書」または、「資格情報のお知らせ(資格情報通知書)」のいずれか一方を交付し、お手元へお届けしております。

「資格確認書」または、「資格情報のお知らせ(資格情報通知書)」のフローチャート

マイナンバーカードを持っている

持っている

マイナンバーカードの保険証利用登録を行っている

行っている

資格情報のお知らせ(資格情報通知書)を
交付

A4 サイズ

令和 6 年 12 月 2 日以降、
鳥取県医師国民健康保険組合
313015

資格情報のお知らせ(資格情報通知書)

あなたの加入する健康保険の資格情報を下記のとおりお知らせします。
なお、このお知らせのみでは受診できません。

記号	鳥医国保	番号	000000-0000	(姓番)	01
氏名	フリガナ	資格取得年月日	平成 年 月 日	交付年月日	令和 年 月 日
保険者名	鳥取県医師国民健康保険組合	負担割合	法定負担割合のとおり	有効期限	*****
発効期日	*****				

スマートフォンをお持ちの方は、以下の QR コードからマイナンバーを読み取ることができます。
ご自身の健康保険の資格情報を確認することができます。ぜひご利用ください。

マイナンバーカードの読み取りができない・利用できない場合は、スマートフォンでマイナ保険証の画面を撮影し、マイナ保険証の画面をスマートフォンで表示することによって、マイナ保険証の画面をスマートフォンで表示することができます。

マイナ保険証の画面をスマートフォンで表示することによって、マイナ保険証の画面をスマートフォンで表示することができます。

マイナ保険証の画面をスマートフォンで表示することによって、マイナ保険証の画面をスマートフォンで表示することができます。

持っていない

行っていない

資格確認書を
交付

はがきサイズ

国民健康保険資格確認書

有効期限
交付年月日

記号	鳥医国保	番号	0000-0000	(姓番)	03
氏名・性別	男	生年月日	平成 年 月 日	資格取得年月日	平成 年 月 日
負担割合	法定負担割合のとおり	限度区分・発効期日	*****	長期入院該当日	*****
特定疾病区分・発効期日	*****	組合員氏名		住所	
保険者番号並びに 保険者名称及び印	00313015				

鳥取県鳥取市戎町317番地
鳥取県医師国民健康保険組合
電話 0857-27-5565

★70 歳～74 歳の方には「負担割合(2割または3割)」が印字され交付されます。

★75 歳の誕生日を迎えられる方の有効期限は、誕生日の前日までとなります。

★資格情報のお知らせ(資格情報通知書)は、マイナンバーカードと一緒に保管してください。

★交付された「資格確認書」または、「資格情報のお知らせ(資格情報通知書)」の記載内容に誤りがないかをご確認いただき、誤りがある場合は、**鳥取県医師国民健康保険組合(Tel0857-27-5565)**までご連絡ください。

【医療機関を受診する時】

資格情報のお知らせ(資格情報通知書)が交付された方

医療機関の窓口にある、カードリーダーにマイナンバーカードを提示し、受付を行ってください。

マイナンバーカードの読み取りができない場合など、マイナンバーカードと「資格情報のお知らせ(資格情報通知書)」を医療機関に提示してください。

■受付方法

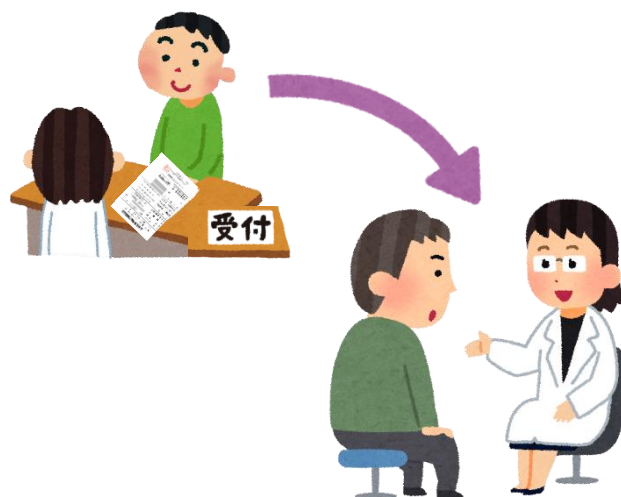


- ①顔認証つきカードリーダーにマイナンバーカードを置く
- ②本人認証を行う(顔認証・暗証番号)
- ③各種情報提供の同意選択をする

資格確認書が交付された方

医療機関の受付や窓口で「資格確認書」を提出してください。

ご自身の自己負担割合で、これまでと同じように受診することが出来ます。



鳥取県医師国民健康保険組合

〒680-8585 鳥取市戎町 317

TEL(0857)27-5565 / FAX(0857)32-9080

URL <https://www.kokuho.tottori.med.or.jp/>

ホームページQRコード





よくある質問

「こんな時はどうするの??」



【質問①】 交付された「資格確認書」または、「資格情報のお知らせ(資格情報通知書)」を誤って紛失してしまいました。再交付は申請できますか？

【答え①】 「再交付申請書」をご提出いただく必要があります。当組合ホームページ「申請様式一覧」にて申請書がダウンロードできますので、どうぞご利用ください。

なお、再交付には、本人になりました第三者からの虚偽の申請を防止するため、本人確認書類のコピーが必要となります。予めご了承ください。

【質問②】 以下(1)～(3)の理由にて、「資格確認書」の交付を申請したいのですが可能ですか？

理由(1)マイナンバーカード紛失

(マイナンバーカードを紛失した又は更新中で、有効なマイナンバーカードが手元にない)

※注意事項 マイナンバーカードの紛失による再交付などは、自治体にお問い合わせください。

理由(2)マイナンバーカード返納

(マイナンバーカードを返納する予定である)

理由(3)マイナ保険証をお持ちの方でマイナンバーカードでの受診が困難な方(障がいをお持ちの方等)に、介助者等の第三者が本人に同行して本人の資格確認を補助する必要がある場合

【答え②】 (1)～(3)の理由であれば、交付申請は可能です。

「国民健康保険資格確認書交付申請書」をご提出いただく必要があります。

当組合ホームページ「申請様式一覧」にて申請書がダウンロードできますので、どうぞご利用ください。

【質問③】 マイナンバーカードの健康保険証利用登録をしたのですが、マイナンバーカードの読み取りができないことが多々あり困っています。登録を解除したいのですが可能ですか？

【答え③】 「マイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除申請書」をご提出いただく必要があります。

当組合ホームページ「申請様式一覧」にて申請書がダウンロードできますので、どうぞご利用ください。